上 福 第 478 号
令和8年8月21日

社会福祉法人上尾市社会福祉協議会
理事長　石川　孝之　様

上尾市長　畠山　稔

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

（有効期間）
令和8年8月21日　から　令和13年8月20日まで